



2026年1月6日

各 位

会 社 名 久光製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富一榮
(コード番号:4530 東京、名古屋、福岡)
問合せ先 広報・IR 課課長 坂井憲
(TEL:03-5293-1704)

会 社 名 タイヨー興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富一榮

**タイヨー興産株式会社による久光製薬株式会社(証券コード:4530)
の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

タイヨー興産株式会社は、2026年1月6日、久光製薬株式会社の普通株式、新株予約権及び株券等預託証券を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、タイヨー興産株式会社(公開買付者)が、久光製薬株式会社(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行うものです。

(添付資料)

2026年1月6日付「久光製薬株式会社(証券コード:4530)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年1月6日

各 位

会 社 名 タイヨー興産株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮

久光製薬株式会社（証券コード：4530）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

タイヨー興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年1月6日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミア市場及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）本則市場に上場している久光製薬株式会社（証券コード：4530、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、本新株予約権及び本米国預託証券（「本新株予約権」及び「本米国預託証券」については、下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「③ 株券等預託証券」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、資産管理業務等を主たる事業の内容として1987年11月18日に設立され、本日現在において、対象者の代表取締役社長である中富一榮氏が発行済株式の全てを所有しております。公開買付者は、本日現在、東京証券取引所プライム市場、名古屋証券取引所プレミア市場及び福岡証券取引所本則市場に上場する対象者株式1,771,200株（注1）（所有割合（注2）：2.51%）を所有する対象者の第10位株主であり、中富一榮氏は対象者株式256,283株（所有割合：0.36%）及び本新株予約権572個（目的となる対象者株式の数57,200株、所有割合：0.08%）を所有しております。

(注1) 公開買付者は、株式累積投資を通じて単元未満株式を間接的に所有しているところ、当該単元未満株式は証券会社の名義での保有であることから、公開買付者が所有する対象者株式の数には、当該単元未満株式を含めておりません。

(注2) 「所有割合」とは、対象者が2026年1月6日付で公表した「2026年2月期 第3四半期決算短信【日本基準】（連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2025年11月30日現在の対象者の発行済株式総数（75,164,895株）から、対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（4,762,875株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」の信託財産として久光製薬従業員持株会専用信託が所有する対象者株式の数（298,500株）及び対象者から報告を受けた相互保有株式となる対象者の持分法適用関連会社である丸東産業株式会社が2025年11月30日現在所有する30,450株を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除し、対象者から2025年12月25日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（952個（注3））の目的となる対象者株式の数（95,200株）を加算した数（70,497,220株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

(注3) 対象者から2025年12月25日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権のいずれも、目的となる対象者株式の数は1個につき100株です。また、第1回新株予約権乃至第11回新株予約権については、下記「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。

名称	個 数	目的となる対象者株式の数
第1回新株予約権	115個	11,500株

第2回新株予約権	33個	3,300株
第3回新株予約権	44個	4,400株
第4回新株予約権	29個	2,900株
第5回新株予約権	79個	7,900株
第6回新株予約権	42個	4,200株
第7回新株予約権	51個	5,100株
第8回新株予約権	101個	10,100株
第9回新株予約権	176個	17,600株
第10回新株予約権	141個	14,100株
第11回新株予約権	141個	14,100株
合計	952個	95,200株

今般、公開買付者は、対象者株式（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）、本新株予約権及び本米国預託証券の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年1月6日、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）に該当し、対象者の代表取締役社長である中富一榮氏は、本取引成立後も引き続き対象者の経営にあたることを予定しております。

（注4）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026年1月6日付で、(a)中富一榮氏（所有株式数：313,483株、所有割合：0.44%）、(b)対象者の第9位株主である株式会社ティ・ケー・ワイ（以下「ティ・ケー・ワイ」といいます。）（所有株式数：1,846,800株、所有割合：2.62%）、(c)中富アセットマネジメント株式会社（以下「中富アセットマネジメント」といいます。）（所有株式数：586,600株、所有割合：0.83%）、(d)株式会社SSTM（以下「SSTM」といいます。）（所有株式数：513,000株、所有割合：0.73%）、(e)株式会社STM（以下「STM」といいます。）（所有株式数：429,600株、所有割合：0.61%）及び(f)有限会社ティ・エム（以下「ティ・エム」とい、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、SSTM、STM及びティ・エムを総称して「本不応募契約合意株主」といいます。）（所有株式数：285,500株、所有割合：0.40%）（注5）との間で、不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、①それが所有する対象者株式合計3,917,742株（所有割合：5.56%。以下「本不応募契約合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、②本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主（以下に定義します。以下同じです。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨、また、③本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、中富一榮氏と他の本不応募契約合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本資産管理会社貸株取引（注6）（注7）を行う旨について書面にて合意しております（これらの合意を総称して、以下「本不応募契約合意」といいます。）。また、中富一榮氏と公開買付者との間では、本株式併合の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、中富一榮氏と公開買付者との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結して本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる公開買付者の

所有する対象者株式の一部の借り受け（注8）を行う旨について書面にて合意しております。なお、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント及びティ・エムは、中富安子氏（中富一榮氏の配偶者）が代表取締役を務める中富一榮氏の親族の資産管理会社であり、SSTM及びSTMは、中富一榮氏が代表取締役を務める中富一榮氏の親族の資産管理会社です。

- (注5) 中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、STM及びティ・エムは、株式累積投資を通じて単元未満株式を間接的に所有しているところ、当該単元未満株式は証券会社の名義での保有であることから、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、STM及びティ・エムが所有する対象者株式の数には、当該単元未満株式を含めておりません。以下、中富一榮氏、ティ・ケー・ワイ、中富アセットマネジメント、STM及びティ・エムの所有株式数について同じとします。
- (注6) 「本資産管理会社貸株取引」とは、中富一榮氏と他の本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる本不応募合意株主の所有する対象者株式の一部又は全部を借り受ける取引をいいます。
- (注7) 本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、公開買付者及び本不応募合意株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の要請があった場合には、中富一榮氏と他の本不応募合意株主との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる本不応募合意株主の所有する対象者株式の一部又は全部を借り受ける可能性があります。
- (注8) 本資産管理会社貸株取引実行後においても、本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合の効力発生日において、公開買付者及び本不応募合意株主以外に、公開買付者及び本不応募合意株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、公開買付者の要請があった場合には、中富一榮氏は、公開買付者との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、貸主となる公開買付者の所有する対象者株式の一部を借り受ける可能性があります。

上記、各本不応募契約合意株主の所有株式数及び不応募合意株式数並びにそれぞれの所有割合については下表をご参照ください。

	株主名	所有株式数（株） (所有割合 (%))	不応募合意株式数（株） (所有割合 (%))
(a)	中富一榮氏	313,483 株 (うち、本新株予約権 572 個の目的となる対象者株式の数 57,200 株、対象者役員持株会（以下に定義します。）を通じた間接所有 : 5,741 株) (0.44%)	256,242 株 (0.36%) (注7) (注8)
(b)	ティ・ケー・ワイ	1,846,800 株 (2.62%)	1,846,800 株 (2.62%)
(c)	中富アセットマネジメント	586,600 株 (0.83%)	586,600 株 (0.83%)
(d)	SSTM	513,000 株 (0.73%)	513,000 株 (0.73%)
(e)	STM	429,600 株 (0.61%)	429,600 株 (0.61%)

(f)	ティ・エム	285,500 株 (0.40%)	285,500 株 (0.40%)
	合 計	3,974,983 株 (5.64%)	3,917,742 株 (5.56%)

(注 7) 中富一榮氏が所有する本新株予約権については、対象者の取締役（社外取締役を除きます。）

に対する株式報酬型新株予約権として発行されたものであり、その権利行使の条件として、本新株予約権の所有者が、本新株予約権の行使期間内において、対象者の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた本新株予約権を行使することができるとしており、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないことから本不応募契約合意の対象としておりません。

(注 8) 中富一榮氏の「所有株式数」には、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて間接的に所有しているものが含まれております。中富一榮氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（5,741 株）のうち実務上引き出しが可能な 5,700 株について、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に対象者役員持株会から引き出すことを予定しており、中富一榮氏の「不応募合意株式数」には当該引き出しが予定されている対象者株式が含まれております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026 年 1 月 6 日付で、中富興産株式会社（以下「中富興産」といい、本不応募契約合意株主と総称して「本不応募合意株主」といいます。）（所有株式数：370,600 株、所有割合：0.53%）（注 9）との間で、公開買付応募・不応募契約を締結し、①中富興産の所有する対象者株式 370,600 株のうち 244,200 株（所有割合：0.35%、以下「中富興産応募株式」といいます。）を本公開買付けに応募し、残りの 126,400 株（所有割合：0.18%、以下「中富興産不応募株式」とい、本不応募契約合意株式を総称して「本不応募合意株式」といいます。4,044,142 株、所有割合：5.74%）は本公開買付けに応募しない旨、②本公開買付けが成立した場合には、中富興産不応募株式に係る議決権の行使に關し、本臨時株主総会において本スクイーズアウト手続に關連する各議案に賛成する旨、また、③本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合の効力発生前に公開買付者の要請があつた場合には、中富一榮氏と中富興産との間で中富興産不応募株式についての消費貸借契約を締結して本資産管理会社貸株取引を行う旨について書面にて合意しております。なお、中富興産は、中富一榮氏が代表取締役を務める中富一榮氏の親族の資産管理会社です。

(注 9) 中富興産は、株式累積投資を通じて単元未満株式を間接的に所有しているところ、当該単元未満株式は証券会社の名義での保有であることから、中富興産が所有する対象者株式の数には、当該単元未満株式を含めておりません。以下、中富興産の所有株式数について同じとします。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026 年 1 月 6 日付で、公益財団法人中富健康科学振興財団（以下「中富健康科学振興財団」といいます。）（所有株式数：1,637,100 株、所有割合：2.32%）、公益財団法人中富記念財団（以下「中富記念財団」といいます。）（所有株式数：1,000,000 株、所有割合：1.42%）及び公益財団法人中富スポーツ振興財団（以下「中富スポーツ振興財団」とい、中富健康科学振興財団、中富記念財団及び中富スポーツ振興財団を総称して「本財団」といいます。）（所有株式数：21,000 株、所有割合：0.03%）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、①それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,658,100 株、所有割合：3.77%）について本公開買付けに応募すること、②公開買付者に対して、本公開買付けに応募することにより受領する対価の相当額の全額（但し、適用ある税金及び費用がある場合、当該金額を除きます。）を再出資し、公開買付者の無議決権株式である A 種優先株式（注 10）を取得することを合意しております。

(注 10) 本財団が取得することを予定している A 種優先株式は、無議決権株式、かつ、普通株式、B 種優先株式及びその他の種類株式に優先する順位で剩余金の配当を受けられる旨の定めがある種類

株式であり、種類株式の内容として、取得請求権（A種優先株主が公開買付者に対して普通株式又は金銭等を対価としてA種優先株式を取得することを請求する権利）及び取得条項（公開買付者がA種優先株主から普通株式又は金銭等を対価としてA種優先株式を取得できる権利）は定められない予定です。中富健康科学振興財団は、健康増進に関する科学研究助成を行うことにより国民の健康の維持・増進を図り、活力ある豊かな経済社会の実現に寄与することを目的として、中富記念財団は、「くすり」の文化遺産を通してくすりに関する産業文化を後世の人々に伝え、これからのかくすりと健康について考える生涯学習の場として役立つことを目的とし中富記念くすり博物館の運営を行い、中富スポーツ振興財団は、スポーツ団体の行う活動、スポーツ大会、選手及び指導者等の育成に対する助成を行い、スポーツの普及・振興、競技力の向上を通じて、心身の健全な発達及び豊かな人間性を涵養することに寄与することを目的として、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。その後の改正を含みます。）に基づく公益認定を受けた公益財団法人であるところ、本財団が現在と同様に事業を継続することが本取引の前提となることから、本取引の実施後においても公開買付者への出資を通じて本財団に対象者株式を間接的に所有させる一方で、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有し、かつ、本不応募合意株主が公開買付者の議決権の全てを所有する資本構成となるよう、本財団との間で再出資について合意しております。なお、公開買付者は、①A種優先株式においては普通株式、B種優先株式及びその他の種類株式に優先する順位で剩余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの、当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、並びに②A種優先株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価を本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である6,082円（但し、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定もなく、本財団による公開買付者のA種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026年1月6日付で、株式会社三菱UFJ銀行（所有株式数：3,452,600株、所有割合：4.90%）、株式会社福岡銀行（所有株式数：3,321,872株、所有割合：4.71%）、株式会社西日本シティ銀行（所有株式数：4,370,000株、所有割合：6.20%）及び株式会社佐賀銀行（所有株式数：2,356,000株、所有割合：3.34%）との間で、応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが自ら又は退職給付信託として拠出された株式にあっては当該株式の保有名義たる第三者を通じて所有している対象者株式の全て（所有株式数：13,500,472株、所有割合：19.15%）について、それぞれ本公開買付けに応募することを合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（1）対象者の名称

久光製薬株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

（a）2015年7月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第1回

新株予約権」といいます。) (行使期間は 2015 年 7 月 28 日から 2065 年 7 月 27 日まで)

- (b) 2016 年 7 月 8 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 2 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2016 年 7 月 26 日から 2066 年 7 月 25 日まで)
- (c) 2017 年 7 月 7 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 3 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2017 年 7 月 26 日から 2067 年 7 月 25 日まで)
- (d) 2018 年 7 月 6 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 4 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2018 年 7 月 25 日から 2068 年 7 月 24 日まで)
- (e) 2019 年 7 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 5 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2019 年 7 月 27 日から 2069 年 7 月 26 日まで)
- (f) 2020 年 7 月 9 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 6 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2020 年 7 月 29 日から 2070 年 7 月 28 日まで)
- (g) 2021 年 7 月 8 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 7 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2021 年 7 月 27 日から 2071 年 7 月 26 日まで)
- (h) 2022 年 7 月 7 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 8 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2022 年 7 月 26 日から 2072 年 7 月 25 日まで)
- (i) 2023 年 7 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 9 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2023 年 8 月 1 日から 2073 年 7 月 31 日まで)
- (j) 2024 年 7 月 11 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 10 回新株予約権」といいます。) (行使期間は 2024 年 7 月 30 日から 2074 年 7 月 29 日まで)
- (k) 2025 年 7 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 11 回新株予約権」とい、第 1 回新株予約権乃至第 11 回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。) (行使期間は 2025 年 7 月 29 日から 2075 年 7 月 28 日まで)

③ 株券等預託証券

Citibank, N.A. (以下「本預託銀行」といいます。) により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券 (以下「本米国預託証券」といいます。) が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式 (以下「本米国預託株式」といいます。)

(注) 本預託銀行が 2016 年 5 月 11 日付で米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書 (Form F-6EF) (以下「本米国預託証券届出書」といいます。) によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項及び金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 8 条第 5 項第 3 号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行なうことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受付けを行なうことになります。従いまして、本公開買付けへの応募を希望する本米国預託証券の保有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、ご応募ください。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式 1 株は対象者株式 4 分の 1 株に相当するものとされております。

(3) 買付け等の期間

2026年1月7日（水曜日）から2026年2月19日（木曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金6,082円
- ② 新株予約権
 - (a) 第1回新株予約権1個につき、金1円
 - (b) 第2回新株予約権1個につき、金1円
 - (c) 第3回新株予約権1個につき、金1円
 - (d) 第4回新株予約権1個につき、金1円
 - (e) 第5回新株予約権1個につき、金1円
 - (f) 第6回新株予約権1個につき、金1円
 - (g) 第7回新株予約権1個につき、金1円
 - (h) 第8回新株予約権1個につき、金1円
 - (i) 第9回新株予約権1個につき、金1円
 - (j) 第10回新株予約権1個につき、金1円
 - (k) 第11回新株予約権1個につき、金1円

③ 株券等預託証券（米国預託証券）

本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株につき、金6,082円

（注）本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされているところ、本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていることから、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式1株当たりの買付け等の価格を記載しております。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	64,681,878株	41,119,400株	一株
合計	64,681,878株	41,119,400株	一株

(6) 決済の開始日

2026年2月27日（金曜日）

(7) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年1月7日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実は本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英文ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。